

自動車事故被害者援護制度

自動車事故に遭われた方や、そのご家族の皆様を支える制度です。

①交通遺児等育成資金の貸付

自動車事故により保護者が亡くなったり、重度の後遺症が残ったお子様の健全育成のために、中学校卒業まで育成資金を無利子で貸付けます。

貸付申込者 貸付を希望するお子様の扶養者
貸付金額 はじめに一時金 155,000円
 貸付期間中 20,000円/月
 入学支度金 44,000円
返済方法 原則として20年以内の月々均等払い。
 (進学、病気などによる猶予制度あり)

②自動車事故による重度後遺障がい者介護料

自動車事故により脳・脊髄・胸腹部を損傷し重度の後遺障害があるため、移動・食事・排せつなど、日常生活動作に常時又は随時に介護が必要な方に対し、介護料を支給します。

支給額 29,290円/月～136,880円/月
 (症状に応じて支給)

【問い合わせ先】

独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA) 鳥取支所
 鳥取市丸山町219-1 鳥取県トラック研修センタービル内
 ☎0857-24-0802

元気アップ教室受講生募集のお知らせ

～プールコース(平成24年度 第3期)～

【健康ポイント制度対象事業】

腰まで水に浸かると足の裏にかかる体重は、陸上の約半分になります。膝や腰への負担が少ない水中で、ウォーキングなどの健康づくり運動を実施します。

と き 10月9日～12月11日の毎週火曜日(10回)
 毎回 10:00～11:30
と ころ 岸本温泉ゆうあいパル内プール
対 象 20歳以上で伯耆町在住の方
 (高血圧症・心疾患などの方は、必ず医師にご相談のうえ、お申込みください)
定 員 15名
参 加 料 2,000円 ※初回教室時に集金します。
 (別途、ゆうあいパル利用料が教室1回につき300円必要です。)
申込期限 9月14日(金)
参加者の決定方法について
 申込多数の場合は、過去2年間の参加回数が少ない方を優先します。

【問い合わせ・申込み先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

猫の避妊・去勢手術費用を助成します

猫由来の感染症や野良猫の増加を防ぐため、飼い猫の避妊・去勢のための手術費用の一部を助成します。助成を希望される方は、下記までお申込みください。なお、申込み多数の場合は、抽選となります。

対 象 鳥取県内に居住している方で、猫を飼っている方
助成費用 避妊手術 5,000円
 去勢手術 3,000円
 ※1世帯につき1頭のみ
申込方法 地域整備課または分庁総合窓口課に設置している申込用紙に必要事項を記入し、ご提出ください。
申込期限 10月15日(月)必着



【問い合わせ・申込み先】

社鳥取県獣医師会 ☎0857-53-4300

くらしの消費生活講座(第3回)

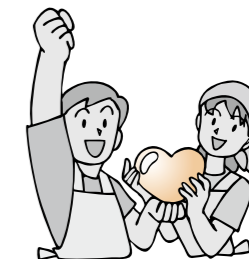
携帯電話を使いこなしていますか?今回の講座では実際に携帯電話を使用しながら、便利な機能や、『災害伝言ダイヤル』などのいざという時に役に立つ機能について学習します。お気軽にご参加ください。

と き 9月26日(水)
 10:00～11:30(メール編)
 13:30～15:00(インターネット編)
と ころ 農村環境改善センター
 農事研修室(役場隣り)
内 容 携帯安全教室
 「もっと便利に携帯電話」
講 師 NTTドコモケータイ安全教室講師
参 加 費 無料
申込期限 9月19日(水)

【問い合わせ・申込み先】住民課 ☎68-3115

特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

特別障害者手当・障害児福祉手当とは、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。



| | 特別障がい者手当 | 障がい児福祉手当 |
|-------------|--|---|
| 対象者 | 20歳以上の方で、概ね身体障がい者手帳1、2級程度及び療育手帳A程度の障がい重複している方、もしくはそれと同等の疾病・精神障がいを有し、在宅生活している方です。 | 20歳未満の方で、精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時介護が必要な、在宅生活をしている方です。 |
| 支給額 | 26,260円/月 | 14,280円/月 |
| 支給月 | 2、5、8、11月 | |
| 支給制限 | 本人、扶養義務者の所得制限があります。施設入所または継続して病院に3ヶ月以上入院しているときは、支給されません。 | 本人、扶養義務者の所得制限があります。施設入所しているときは、支給されません。 |

認定請求に必要な書類

①認定申請書 ②認定診断書 ③所得状況届
 ④年金証書、特別児童扶養手当受給者証(写し)
 ⑤本人名義の預金通帳 ⑥印鑑
 ※①～③の各用紙は、福祉課にあります。

所得状況届の提出が必要です

現在手当を受給されている方は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届の提出が必要です。提出されない場合は、8月分以降の手当が支給停止になるなどの影響がありますので期間中に手続きをしてください。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

特別児童扶養手当のご案内

特別児童扶養手当は、身体や精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

支給額
 1級…50,400円/月
 2級…33,570円/月

次の方は対象になりません

- ・児童、父母または養育者が国内に住所がないとき
- ・支給対象児童が、障がいを事由に年金を受け取ることができるとき
- ・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設など(通園・通所施設は除く)に入所しているとき
- ・手当を受ける方及び同居されている親族などの前年の所得が、一定以上であるとき

支給月
 4、8、11月

所得状況届の提出が必要です

受給資格者は、毎年8月11日～9月10日までの間に、所得状況届の提出が必要です。この届を提出しないと、その年の8月以降の手当を受けることができません。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなります。期間中に手続きをしてください。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

平成24年度伯耆町戦没者追悼式

伯耆町では、戦没者追悼式を開催いたします。戦没者のご遺族の方は、ご参列いただきますようご案内いたします。

と き 9月6日(木) 10:00～11:30
と ころ 鬼の館ホール
送迎バス 行き 本庁舎9:20発 分庁舎9:35発
 帰り 式典終了後

シャトル運行は行いません。乗り遅れないようにご乗車ください。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534